

新型コロナウイルス対策について

(1) 令和3年度 保育園・認定こども園の状況及び対応

登園にあたっては各家庭で朝検温をしてもらうなど健康観察を十分に行い、受け入れを行っております。体温が37.5度以上ある方につきましては、登園を控えてもらい、解熱後24時間を経過し呼吸器症状等が改善するまでは自宅療養としています。保護者の方には「陽性者と接触した場合」や「家族に発熱等の症状がみられた場合」等のフローチャートを作成し、対応は市内で統一しているところです。

濃厚接触者の特定や登園停止等の対応については保健所の指示に従い、休園についてはPCR検査を実施し検査結果が出るまでの期間としております。ただし、現在は感染の急拡大により保健所がひっ迫している状況となり、保健所からの聞き取りが行われていないため、市が施設に聞き取り調査をし、休園期間等を決定しています。休園期間中、どうしても預かりが必要なご家庭には、支援センター菅原で代替保育の提供を実施しております。

各種行事等につきましては、令和2年度はやむなく中止の決定や規模の縮小が行われておりましたが、今年度は、実施方法の検討を行い、人数制限や時間短縮等の感染対策を講じながら、子どもの体験する機会を確保しております。利用者からは子どもの成長を見ることができ感謝の言葉が届いております。

日々の感染対策としましては、園児の受け入れを玄関対応とする、登園後の手洗いやうがいの励行、常に換気を行う、食事はパーテーションを設置し、なるべく黙食を心がける、無理のない年齢はマスクの着用をする等、できる限りの感染対策を心がけて保育を行っております。

マスクや使い捨て手袋等の消耗品は、国や県から支給されたものを、現場に届け感染予防にも努めてまいりました。

(2) 放課後児童クラブの状況及び対応

1月26日からまん延防止重点措置期間中を利用自粛期間とし、できる限りの範囲での利用自粛をお願いしております。

距離をとって行動することやこまめな換気等、一般的なものに加え、おやつについては持ち帰りもしくは短時間で黙食する等、クラブで創意工夫しながら感染対策を行っています。

休所等の措置については、原則として学校と同様としており、学級閉鎖ならば閉鎖された学級に所属する児童の利用を停止するなどしております。

(3) 今後の方針と見通し

国・県からの指導のもと保育園・認定こども園、放課後児童クラブは原則開園・開所としています。しかし感染力の高いオミクロン株の流行により小さいお子さんや児童への感染が増加し、園内や学校での感染も見受けられています。

園児についてはマスクの正しい着用は難しく、保育士や友だちとの密接なかわりが避けられないため、この先も感染拡大への不安を抱えながらの保育の提供となることが予想されます。

今後もできる限りの感染対策を継続し、保育の提供をおこなうとともに、保育園、認定こども園につきましては、やむを得ず臨時休園等になった場合の代替保育についても、体制等検討してまいりたいと思います。